

徴収の猶予申請書

年 月 日

草津市長 宛

申請者 住 所
(所在地)
氏 名
(名 称)
電話番号
法人番号

印

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

地方税法附則第59条第1項の規定により、次のとおり徴収の猶予の申請をします。

1 徴収の猶予を受けようとする徴収金

年度	期別				
税 目					
納 期 限					
税 額		円	円	円	円
督促手数料		円	円	円	円
延滞金額		円	円	円	円
延滞加算金額		円	円	円	円
加算金額		円	円	円	円
滞納処分費		円	円	円	円
摘 要					

2 新型コロナウイルス感染症等の影響

- イベント等の自粛で収入が減少
 外出自粛要請で収入が減少
 その他の理由で収入が減少

3 分割納付（入）の有無 有（納税計画欄に記入） ・ 無

納税計画

回	税 額	税 外	合 計	納付（入） 予 定 日	回	税 額	税 外	合 計	納付（入） 予 定 日
1				・ ・	7				・ ・
2				・ ・	8				・ ・
3				・ ・	9				・ ・
4				・ ・	10				・ ・
5				・ ・	11				・ ・
6				・ ・	12				・ ・

その他

収入状況等について

(1) 収入の減少の状況等

令和2年2月以降、前年同月と比べて収入の減少率が大きい月の収支状況を記載してください。

項目	令和 年 (当年)			前年同月			収入減少率 1 - (① ÷ ④) 1 - (② ÷ ⑤) 1 - (③ ÷ ⑥) のうち最大のものを記載
	月	月	月	月	月	月	
収入							
	小計	①	②	③	④	⑤	
支出							支出平均額 (⑦ + ⑧ + ⑨) ÷ 記入月数
	小計	⑦	⑧	⑨			

(注) 売上などを「収入」に、仕入、販売管理費/一般管理費、借入金返済などを「支出」に記入ください。なお、減価償却費など、実際に支払を伴わない費用などは「支出」に該当しません。また、申請者が法人の場合は、生活費は「支出」に該当しません。

※職員記入欄 事業収入の減少等の事実があることを証する書類(売上帳、給与明細、預金通帳等) 聴取

(2) 当面の運転(生活)資金等の状況等

当面の運転(生活)資金等 (⑩ × 6(6か月分))	円	+	今後6か月間に予定されている 臨時支出等の額	円
			=	当面の支出 見込額
				円

(3) 現金・預貯金残高

※職員記入欄 一時納付・納入が困難であることを証する書類(預金通帳、現金出納帳等) 聴取

	金額		金額	現金・預貯金の 合計	円
現金	円	預貯金	円		

《「収入の減少」とは…》

令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業をされている方の収入が前年同期間に比べておおむね20%以上減少した場合、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

フリーランスの方などの報酬、派遣労働者の方などの給与についても、同じように減少していれば、「収入の減少」があるものとして猶予の対象となります。

なお、新型コロナウイルスの発生とは関係なく減少した収入(臨時収入の減少など)については、この「収入の減少」の計算には含まれません。

- ・ 申請頂いた内容の審査に当たり、職員が電話等で内容確認を行うことがあるため、ご協力をお願いします。
- ・ 本件の猶予申請の許可又は不許可の結果については、通知書でお知らせします。